

高松市監査委員告示第23号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年9月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和5年9月29日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	入札・公募の応募者が少数の場合に対応を講ずることについて	P13、75	財政局	契約監理課	R5.8.2
2	意見	定期的に行われる契約事務において、選定方法を常時検討することについて	P25			
3	意見	福祉関連事務の委託に当たり、消費税等の課税対象であるかの検討と非課税の場合に根拠条文等を契約書に記載することについて	P25			
4	意見	特命随意契約による場合は、契約の都度、随意契約の理由の妥当性を検討することについて	P33			
5	意見	委託金額の妥当性の検証について	P34			
6	意見	特命随意契約により特殊な機械等の修繕を行う場合は、その履歴を記録することについて	P34			
7	意見	外郭団体などへの随意契約により、業務の独占状態を作り出していないか、常に検討することについて	P38			
8	意見	同一団体に継続して同種の業務を委託する場合は、契約内容の変更理由を明記するとともに、重要な変遷内容を整理することについて	P40			

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	入札・公募の応募者が少数の場合に対応を講ずることについて	
意見の内容	応募者がゼロであったり、1者であったような入札・公募については、応募者が少ない理由を探り、対応を検討することが必要である。特に、応募者が継続して少数であるような公募については、継続して対策が講じられるよう、検討した内容、実施した対応、そしてその結果について経緯を記録し、不断の対応が講じられるよう努めることが望まれる。例えば、1者のみの応募であった場合や、想定よりも相当に応募者が少ない場合には、実施可能であると思われるが応募しない者に、「なぜ応募しないのか」について確認することも必要と思われる。	
報告書該当 ページ	P13、75	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	<p>本件意見について、入札・公募の応募者がいなかった場合などにおいては、その原因を確認するため、選定業者にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、選定業者の地域要件（市内・準市内・市外）の緩和や予定金額の見直しなど、必要な対応を講ずることとしている。</p> <p>なお、本件意見は、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	定期的に行われる契約事務において、選定方法を常時検討することについて	
意見の内容	定期的に行われる選定の選定方法については、当初の方法を踏襲しつつも、選定対象の実績を分析したうえで、目的に対し、より適当な業者が選定されるよう、常時検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P25	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	<p>本件意見について、定期的に行われる契約事務の業者選定に当たっては、過去の実績を踏まえた上で、選定業者の地域要件（市内・準市内・市外）などの検討を行っている。</p> <p>なお、本件意見は、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	福祉関連事務の委託に当たり、消費税等の課税対象であるかの検討と非課税の場合に根拠条文等を契約書に記載することについて	
意見の内容	福祉関連事務の委託に当たっては、消費税等の課税対象であるか否かの検討を行い、非課税の場合には、その根拠条文等を契約書に記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P25	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により、消費税及び地方消費税が非課税となる業務委託については、根拠条文等を契約書に記載するよう周知した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	特命随意契約による場合は、契約の都度、随意契約の理由の妥当性を検討することについて	
意見の内容	<p>「他に実施可能な者がいない」という理由で随意契約によっている場合、その理由だけでは、随意契約を行う理由としては十分ではない。</p> <p>他に実施可能な者がいないとして、現在随意契約によっている契約でも、法令等によって実施者が指定される場合などを除き、本来は、入札によるべきものである。特命随意契約による契約が惰性的に続いているか、継続した検討が必要である。当初は他に実施可能なものがいなかったにしても、社会情勢の変化とともに、実施可能な者がいるにもかかわらず、調整が困難、応札する者がいない可能性がある、他の自治体でもそうしているから、などの理由で、入札しないとすれば問題である。契約を行うごとに、状況が変化していないか、検討する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P33	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	<p>本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により、特命随意契約による場合は、社会情勢の変化を踏まえた上で、他に実施可能な者がいないか、継続して検討するよう周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	委託金額の妥当性の検証について	
意見の内容	随意契約により委託を行う場合は、委託金額について、他の自治体等と比較するなど、何らかの客観的な根拠を入手したうえで決定し、その根拠を伺い文等に記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	<p>本件意見について、委託金額の妥当性に関しては、予算編成過程において、担当課及び財政課で、根拠資料に基づき検証を行っているところである。</p> <p>なお、本件意見は、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により、随意契約による場合は、類似の契約との委託金額の比較を行うなど、その妥当性を検証するよう周知した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	特命随意契約により特殊な機械等の修繕を行う場合は、その履歴を記録することについて	
意見の内容	機械等の修理や、設置した業者でなければ実施が困難である、という理由で特命随意契約による場合は、当初機械等の設置年と、当初の設置にかかった同業者に支払った金額、大規模な修繕が行われた履歴について、伺い文等に記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P34	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により、特命随意契約で、特殊な機械の修理やシステムの改修等を行う場合については、イニシャルコストや修繕履歴等を記録するなど、適切に管理するよう周知した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	外郭団体などへの随意契約により、業務の独占状態を作り出していないか、常に検討することについて	
意見の内容	市の外郭団体などに業務を実施させることで、民間事業者の成長を妨げ、結果的に、その団体のみが業務を実施できる、というような場合には、問題であると思われる。市が随意契約により団体に業務を委託することで、団体が業務を独占する状態を作り出していないか、常に検討する必要がある。	
報告書該当 ページ	P38	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により、外郭団体等との随意契約に当たっては、団体が業務を独占する状態を作り出していないか検討するよう周知した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	同一団体に継続して同種の業務を委託する場合は、契約内容の変更理由を明記するとともに、重要な変遷内容を整理することについて	
意見の内容	<p>特定の団体等との間で、他に実施できるものがないなどのために特命随意契約により、継続して同種の業務を委託している例が見られる。その場合、契約内容が、前年度と変わった点について、伺い文等に比較表を添付し、変更理由を明記することが望まれる。</p> <p>また、契約内容の変遷について、団体は過去からの記録を保管していることが多いと思われるが、市は書類保存年限を過ぎると廃棄される。重要な契約内容の変遷については、別途担当者の引継ぎ事項として整理することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P40	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年8月2日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	<p>本件意見については、契約事務に係る全庁的な共通事項であることから、令和5年4月に各取扱主任等事務説明会の資料により、同一団体に対し、同種の業務を継続して委託する場合は、毎年度の契約内容の変更点を伺い文等に明記するとともに、重要な変更点は整理するよう周知した。</p>